Ⅰ、大阪府・市の教育行政に関する質問（ノーカット版）

【文科省出席者】 7名

梶濱 真　初等中等教育局　児童生徒課　生徒指導室生徒指導第二係長
野口 萌　総合教育政策局　男女共同参画共生社会学習・安全課　共生社会学習企画係長
坂井昭彦　初等中等教育局　参事官（高等学校担当）付　高校教育改革係専門職
吉木理沙子　総合教育政策局　調査企画課　学力調査室専門職
窪田 徹　初等中等教育局　財務課　校務調整係長
豊田綾花　初等中等教育局　初等中等教育企画課　地方教育行政係長
山田知佳子　初等中等教育局　特別支援教育課　指導係長

【事前質問に対する回答】 1～5 （約 16 分）

○司会（山田）　大阪から参りました山田と申します。今日はご苦労様です。よろしくお願いします。はいそしたら最初に、大きな1番で大阪に関するところで、その項目に従ってご回答お願いします。簡単なメモがとれる程度の速さと声の大きさでお願いします。

【回答】 梶濱真　初等中等教育局　児童生徒課　生徒指導室　生徒指導第二係長　1.（1）（2）

私の方からは、（1）（2）について、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの十分な人材の配置それから同職の労働環境の整備等今後の施策の見通しについてということでございますが、学校プラットフォームとして、様々な課題を抱える児童・生徒に対し、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の整備を図って、課題を抱える児童・生徒を的確に把握し、支援することが重要であると考えてございます。

このため令和4年度予算におきましては、スクールカウンセラーは基礎配置分として、全公立小中学校に相当する2万7500校、これに週1回主に5時間分、これに加えまして重点配置として5400校分に拡充してございます。それからスクールソーシャルワーカーにつきましては、基礎配置分として全公立中学校分に相当する1万中学校区に週1回おおむね3時間分をこれに加えまして重点配置として、6900校分に拡充するなどして、これまで以上に関係機関と密に連携しながら、対応することが一層重要になっていると認識してございます。また、各教育委員会や学校などにおいて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した支援の質の向上が図られるよう、スクールカウンセラーなどの活用に関するガイドラインを作成、周知するとともに、スクールカウンセラー等の具体的な役割などについて、本年2月各都道府県教育委員会等に対し事務連絡等において周知したところでございます。

文科省としましては、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的効率的な配置を含めて、配置の拡充に努めるなど必要な支援の充実に努めて参りたいと考えております。

続きまして、（2）についてご回答申し上げます。箕面市において、様々な児童生徒の困難に対して、AIなどを活用して、教育・福祉・医療などのデータを国を超えて連携させ、真に支援が必要な児童・生徒に対するプッシュ型支援を展開しており、課題を抱える児童生徒の早期発見、或いは支援の拡充に繋がっていると承知してございます。

文科省においては、学校プラットフォームとして、様々な課題を抱える児童生徒に対し、スクールカウンセラーやあるいはスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の整備を図り、課題を抱える児童生徒を的確に把握して支援することが重要であると考えております。文科省としましては、子どもの貧困やあるいは虐待、不登校、いじめなどの課題が、昨今複雑化多様化しているという状況を踏まえまして、課題を抱える子どもを誰一人取り残すことなく、早期発見や支援につながるよう、効果的効率的な配置を含めまして、データも活用しながら、引き続き教育相談体制のさらなる充実に努めていくこととしております。私からは以上ございます。

【回答】 野口萌　総合教育政策局　男女共同参画共生社会学習・安全課　共生社会学習企画係長　1.（3）

続きまして(3)について回答させていただきます。こちら大阪府箕面市での個人情報の無断収集との整合性の観点なんですけど、箕面市の事例では、システムの構築に関して、個人情報保護制度運営審議会に諮問して、子どものセンシティブな情報を取り扱うため、その管理には慎重を期すこと、を付記した上で妥当との判断を得ていると聞いております。

またその、個人情報保護条例及びその施行規則というのを改正した上で、教育委員会内の目的外利用として、そういった貧困の子どもの情報とかを取り扱っていると承知しておりまして、今後子ども庁とかが出来ていくわけですけど、そういった先進的な事例とかも踏まえてこういった問題点、課題とかを検討して参りたいと考えております。

【回答】 坂井昭彦　初等中等教育局　参事官（高等学校担当）付　高校教育改革係専門職　2.（1）

私の方からは、2番の(1)について回答させていただきます。文部科学省としましては高等学校入学者選抜のにおける調査書の取扱いについては、入学者選抜の実施者である教育委員会等において、適切に判断すべきものと考えておりますが、調査書のあり方としては、選抜のための資料としての客観性・公平性を確保するよう留意しつつ、生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価し、これを活用していくことが重要であると考えております。

大阪府教育委員会においても、高等学校入学者選抜の実施に当たっては、チャレンジテストの利用も含め、先ほど申し上げた趣旨を踏まえるとともに、保護者や地域に十分な説明を行って実施していただきたいと考えております。以上です。

【回答】 吉木理沙子　総合教育政策局　調査企画課　学力調査室専門職　2.（2）

私からは、(2)についてご回答させていただきます。全国学力学習状況調査は、単に学力を数値として計るために実施しているものではなくて、児童生徒の学力ですとか学習状況を把握・分析いたしまして、教育指導の充実ですとか学習状況の改善等に役立てることを目的として実施しているものでございます。児童生徒一人一人への教育指導の恒常的な改善・充実を図るためには、すべての学校において継続的に調査を行わせていただくことが重要と考えておりまして、引き続きご協力をいただければと考えておるところでございます。

一方でご指摘いただいているように、序列化ですとか過度の競争ですとか、そういったことが生じないように、教育上の効果ですとか影響を十分に配慮することが非常に重要であると我々としても考えておりまして、事務次官決定の実施要領等においても、そういった単に点数のみで見ることのないように、等といった配慮を求めるように規定するなど、調査の目的・趣旨の周知徹底を図っているところでございます。引き続き我々としては、教育委員会等に対して、点数とかだけではなくて、あくまで児童生徒一人一人の指導の改善充実を図るために活用していただきたいと言うことを、引き続き周知して参りたいと思っております。

【回答】 窪田徹　初等中等教育局　財務課　校務調整係長　3.

続けて3番の教員の過重労働に関する大阪地裁判決について、とある見出しの部分で、回答させていただきます。こちら、質問文にも記載していただいておりますが、弊省文科省における緊急の対策及び今後における抜本的対策の内容とスケジュールということでご質問承っております。

こちら皆様にも、釈迦に説法の部分もあろうかと思いますけれども、学校におけるいわゆる働き方改革、先生たちのお仕事の仕方につきましては、何か一つ手だてを打てば全て解決するというわけでは決して無く、国はもちろんのこと、学校、教育委員会の皆様と連携してそれぞれがそれぞれで出来ることを取り組んでいただいて、先生が先生でなければできないことに全力できる体制を整備することが、非常に重要と考えております。

また平成28年度、勤務実態調査を実施させていただいて、先生方の長時間勤務の実態が明らかになったところではございます。その後もわれわれ調査もいくつか実施しておりますが、例えば、時間勤務45時間以上の先生方が、多少改善している自治体もあったり、まあそうでなかったりという結果も出てはおります。ただ依然として長時間勤務の先

生が非常に多いということも十分認識しておりますので、引き続き取り組みを加速化していく必要があると考えております。

具体的に今申し上げますと、こちらの質問文の方にも書かせていただいている関連ではございますが、令和元年「給特法」の改正をまずさせていただいて、先生方の勤務時間の上限等を定める指針を策定してございます。これもまた質問等に書いていただいておりますけれども、もちろん小学校の35人学級の計画的整備、あと高学年における教科担任制の推進などを、教職員定数の改善、こちらもきちんと計画的に行わせていただく必要があると考えております。

また、定数改善だけで解決できるとは毛頭思っておりませんでして、今、補助金等で予算も付けさせていただいておりますけれども、たとえば、教員業務支援員、先生方の支援をしていただくような外部人材の方、支援スタッフの配置の充実にも努めております。また、先生方の端末整備、相互の情報化の検討、またわれわれの取り組み事例を先生方にご覧いただけるように沢山展開しております。ちょっと大部のの資料にはなりますけど、相当なページ数で、各学校の働き方改革の事例などを出させていただいておりまして、これらを総合的に投じているというところでございます。

今後のスケジュールとのところでございますが、先ほど申し上げました勤務実態調査、こちらもご承知おきのことと思いますが、本年度、勤務実態調査を改めて実施させていただいているところです。そこで平成28年度ともちろん比べることになろうと思いますが、勤務実態、今の先生方の勤務実態、働き方改革の進捗状況などきめ細かく、改めて把握させていただいて、その結果等も踏まえて、先生方の働き方改革の今後のあり方ですとか、検討を進めさせていただきたいと考えている次第でございます。以上です。

●豊田綾花　初等中等教育局　初等中等教育企画課　地方教育行政係長　4.（1）（2）

（最初の自己紹介の時に「みつやと申します」と聞こえた）

4について回答させていただきます。（1）オンライン学習の方針決定についてです。こちらオンライン学習の方針決定過程については、松井市長の発言を受け、教育委員会事務局において対応案を策定し、教育長から各学校に通知したと承知しております。そのため今回の方針決定過程については、市長からの要請を受けて、教育委員会において検討、実施したものであり、特段問題あるとは考えておりません。

（2）公募した区長に教育次長を兼務させるという件についてです。教育次長は、教育長が指揮監督する教育委員会事務局に置かれる職であると承知しており、教育委員会の執行機関としての独立性とチェック機能をないがしろにするものではないと考えています。以上です。

1510

●山田知佳子　初等中等教育局　特別支援教育課　指導係長　5.

5番にについて回答します。一般的に、国旗を掲揚して国歌を斉唱するよう、教育委員会や校長から職務命令が発せられた場合には、教職員にはその職務命令に従う義務があるところです。

一方で、例えば生徒の発作など緊急時になった場合には、生徒のいのちや安全を優先させることが必要であり、校長等が緊急時の対応において予め決めておくことも考えられます。

こうした緊急時の対応も含め、式の実施方法や個々の具体的な場面においてどう対応すべきかについては、教育委員会や学校長が適切に判断するものと考えております。

【会場からの質問と回答　その1】　1．3．4．　（約8分）

○井前　大阪の井前と申します。まず一つ目の、箕面市の「子ども成長見守りシステム」との関係ですけど、回答をいただいたんですけど、基本的にこれまでのSCとかSSW等の拡充について、文科省のこれまでの方針を踏襲するものそれは拡充するものということで、回答いただきましたけど、この質問の趣旨は、例えば子ども家庭庁において今後具体化されていく過程でどう変わっていくか分からないんですけど、これまでのSCとかSSW等を含めて、子どもの福祉型の支援を行う上で、人的配置と人的なつながりを通じて、子どもと家庭の状況について把握をしそれに対応していくという、こういう方針を基本的にとってたと思うのですが、かたやで、箕面市のようなこういう新しい形を取るとすれば、或いは子ども家庭庁がこういうものを前に押し出しする

と、人的な措置を前に立てるというよりも、機械的に全てデータに基づいて、データの中からピックアップをして、できる限り人的な発見過程を通じて議論を通じてしかも行っていくと、そう言う対応と、かなり合理化をセットして全部見るのは基本的に無理だし、SCとかSSW等含めて育成も含めて考えた場合はかなり長期の期間がかかるということと、予算もかなり大きくかかるということで、合理化の部分でできる限り人的配置についても切り縮めるということとセットして、今後考えていくという形で進むのか、全くそう言う形ではなくて、人的措置というのを第1に考えて、行うということを第1にするのか、そこのあたりをハッキリしていただきたいなと思っております。人的な配置、育成ということをまず第1にやってほしいということについて、その点についてはどうかと言うことが、ひとつです。

それから、3番の「教員の過重労働に関する地裁判決」に関わってですけど、スケジュールについて、今後決めていく、今年度の調査に基づいて今後決めていく、というご回答でしたけど、そのスケジュールの決定の仕方、それから、現場の教職員の聞き取り、現場の状況等についての調査の後、どのような形で、スケジュール感を考えておられるのか、どこでその決定というのがなされていくのか、その公開については、どのような形で行われるのかということについても、回答いただけたらありがたいです。

それからもう一つですが、大阪市の区長が次長として関わるものについて、さらっと問題ないと言われましたが、大阪市で行われている区長会議、特に教育部会に関わるところについて、実際調査していただけたら分かると思いますけど、区長会議が月に何回か、かなり頻繁に行われています。その中で基本的な教育の方針については、区長会議で決定をしていっているというのが、公開資料に基づいて出されているんですが、区長会議で基本的に決定をしていかないと、あるいは市長がそれを承認するという過程を経ないと、教育委員会議での決定が決定事項にならないという形で実際に推移をしております。なので、教育委員会議の議事録が、ほとんど1年間にわたって公開されないという事態になっています。ほとんど公開されません。教育委員会議そのものも、ほとんど非公開で行われています。

だから市民には、全く事態が分からないという状況で行われている状態で、いきなり現場サイドについても、いきなり上から指示がおりてくるという風な事態が進行している、ここのところについて、教育委員会、教育の独立性ということが、侵されているのではないかということについて、もうちょっと調べていただきたいんですけど、ここにこういう形で書いていると言うことは、かなり教育委員会の独立性に問題が生じているので、それについて調査をしてくれと、いうことですので、そこの点、よろしくお願いしたいと思います。

【回答】 梶濱真　初等中等教育局　児童生徒課　生徒指導室　生徒指導第二係長　1.

われわれ文部科学省といたしましては、支援を必要としている児童生徒に対していかに支援を届けていくのか、ということが大事だと思っております。このために、人的配置、これ現状スクールカウンセラーが週1回、4時間程度の配置になっておりまして、これ各教育委員会さんの方からもご多く指摘いただいているんですけど、現状だとやはり配置時間が足りないという声を多くいただいております。そのために我々としましては、これまでも予算拡充図ってきましたけど、このAIを活用することによって、予算拡充を決めると言うことは考えておりませんで、引き続き予算拡充は図っていきたいと考えております。

一方で、このデータ連携、これにつきましても、われわれとしては取り組みとしては重要だと思っております。といいますのも、やはり人的配置の部分で、見れると言うんですか、支援ができるというお子さんというのは、現状だと限られているというのも実態としてございます。ということもありますので、人的拡充を図りつつも、こうしたデータ連携によって支援が必要となる子ども、児童・生徒を把握していくことも一方で重要だと思っておりますので、この双方の取り組みを充実させていきたいというふうに考えております。

【回答】 坂井昭彦　初等中等教育局　参事官（高等学校担当）付　高校教育改革係専門職　3.

3番について、回答させていただきます。スケジュールの設定の仕方等ということでいただいておりますが、先ほどちょっと申し上げましたとおり、いま勤務実態調査、先生方にご協力いただきながら実施しているところでございます。

具体のスケジュールにつきましては、平成28年度の調査と導入に動くということを想定いたしますと、およそ令和5年の春頃に多分速報値を出させていただきまして、そこから「働き方改革」に向けての各種施策の効果ですとか、前回の勤務実態調査等との比較等を踏まえて、どのような対応が先生がにとって必要なのか、ということの検討を進めていくような形になります。端的でございますが、以上でございます。

【回答】 豊田綾花　初等中等教育局　初等中等教育企画課　地方教育行政係長　4.

教育委員会の会議についての閉鎖性についてのご質問になりますが、教育委員会事務局の閉鎖性を解決するために、教育委員会会議の議事録の作成や公表が、努力義務とされております。特に事務局の人数が少ない教育委員会ですと、過大な事務負担になるため、努力義務にとどめているところではありますが、これ以外に、教育委員が教育長に対して会議の招集を求めることができることや、教育委員から教育長に委任された事務の管理及び執行状況について教育長による教育委員会への報告義務などが新たに規定されていることから、教育委員会事務局の閉鎖性の解決に取り組んでいるところです。

今回の件について、大阪市教育委員会から、教育長の職務権限についてはご説明いただいており、教育委員会の指揮監督下にあるものでございますので、それについては問題が無いと考えておりますが、非公開等の説明については、大阪市教育委員会において、適切に判断いただきたいと考えております。

【会場からの質問と回答　その2】 2（1）（2）．5.　（約13分）

○志水　大阪の志水です。チャレンジテストと府内統一ルールについて、いまご回答いただきました。その回答をお聞きした上で、再度お願いしたいと思います。高校入試の調査書のあり方として、客観性・公平性の下、多面的・積極的に生徒の評価が行われているはずだ、と言われましたけれども、大阪の中学の教員は口を揃えて、それがいないから問題にしているんです。もう一つ、大阪府教員委員会として、この制度について、保護者や子どもたちに説明責任を果たしているか、というところで、いません。ほとんどの生徒は、もちろん保護者も、この制度のことをよく理解していません。

ということで、ちょっとお願いしたいんですけど、ご存知のようにチャレンジテストは、大阪府教員委員会が2015年、全国学力テスト結果を高校入試の内申に利用したものの、以降は、貴省により禁止されたところから、作られた制度です。その折り貴省は、専門家会議を開かれ、全国学力学習状況調査の結果を用いることは、調査の趣旨を逸脱するもので、認めるべきではない、とされました。貴省ホームページにその折りの「資料4.大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書の評定に関係して、全国学力学習状況調査の結果を用いることについて」、が公表されています。その一部を抜粋して質問したいと思います。3点、抜粋しました。なぜ使ってはいけないのか、

1.調査結果を個人の選抜に使うことは、生徒の在籍している学校によって個人の評定が影響を受けることになり、生徒の責任ではない、在籍している学校による格差を生む。
2.日常の学習評価という教員の指導上の問題が、学校における評価活動の妥当性の確保という問題にすり替わってしまっている。日常の評価活動の改善を図るべきところ、全国学力学習状況調査を使って行うということは、適切ではない。
3.不正や過当競争を招き、制度としての根幹が揺らぐ。

こういった専門家会議の意見を受けて、全国学力学習状況調査を高校入試の内申に活用することは禁止、とされたわけなんですけどね、この専門家会議の意見は、そのままチャレンジテストに当てはまります。いいたいことは、全国学力学習状況調査を利用するのは困るけど、大阪府が独自テストを実施してやるのなら、それは大阪府教員委員会の問題だから、文科省は関知しない、では困るんです。大阪の子どもたちについても、考えていただきたいんです。今申し上げた3点の不利益を子どもたちは受けています。教育を司る

国の行政機関として、ぜひとも調査をしていただけないでしょうか。これが私からのお願いです。

引き続いて、全国学力学習状況調査について、お願いしたいと思います。先ほどの回答の中に、悉皆調査で行う理由として、児童生徒への教育指導の一人一人の、改善・充実を図る、このことを実施していると言われました。しかし、現場では、学生アルバイトが、業者に委託され、業者は、その人数的なところから、学生アルバイトで採点していますよね。そうすると、学校でやった結果と違って、間違っているというのもあると言うんです。ほんとね、本末転倒でおかしな問題が起こっているんですけど、間違った採点によって、どうしてプロの教員が指導改善を図らなければならないか、ていう問題なんです。

簡潔に言いますと、教育基本法に違反すると私は考えています。1976年のいわゆる旭川学テ最判は、あの時点で学力テストは違法ではない、と判断されました。しかし、その判決文からは、問題の程度は全体として平易なものとし、特別な準備を要しない、という点と、個々の学校・生徒・市町村・都道府県についての結果は公表をしない、この2つの条件に基づいて違法ではないと判断されたわけです。現在の全国学力学習状況調査は、明らかにこの2つの条件を逸脱していると思います。教育基本法に違反しているのではないか、という点について、ぜひとも見解をお聞かせ下さい。

奥野　5番の「不起立・不斉唱の判断基準」についてなんで、特別支援教育の担当の方に特に答えていただきたいのですけど、皆さんにも聞いていただきたいことがあります。

まず、国歌斉唱の強制と言うことについて、職務だからしなければならないとか、それ裁判等で争われているんですけど、裁判でも判断しにくいのは、卒業式という学習内容についての基準、基本的な基準というのは、文科省から示されていないと思うんですね。慣例だから起って歌うように言われているんだけど、そうであるならば、特別支援学校では学習内容の変更・調整をすることができるんですね、障がいによって。なら、学習内容の基準、卒業式という行事におけるそれがはっきり示されていないなら、どこをどう変更したら良いのか分からない。特別支援学校においては特に合理的配慮によってその子どもが、学校行事、授業に、ちゃんと参加できるように、合理的配慮して、するという支援が必要なんですけど、卒業式の国歌斉唱の時の、どういう支援をするために、どういう学習内容の変更をしたら良いのかという、基準がないんです。そういうことで、例えば大体こうやろという判断で、教育委員会や現場の教師が、判断してたら食い違うわけですね。だから例えば、車椅子の生徒の担当の教員は、皆が起立している時も、坐ってコミュニケーションが取れるように、その生徒が帰属意識を失わないように、みなから突き放されている、見放されているのではなくて、帰属意識を持って行事を進められるように、そんな配慮が必要だと思うんですね。だから是非、特別支援学校の問題に特化しますけど、特別というのは一般校でも、一人一人の生徒が特別やとまた変わってくると思うんですけど、とにかく障害を持っている現場の生徒の合理的配慮においては、命に関わる発作だから急遽坐るとか、そんなんじゃなくて、最初からその生徒がちゃんと行事なりに集団への帰属意識を持って参加できるような配慮が必要であると、それは教育委員会や現場の校長の判断ではなくて、ある程度の学習内容の基準を文科省が示さなければ、現場は混乱するばかりです。

最後、前回、お答えいただいたのは、命に関わるような場合は、起立の職務命令を取り消されるように校長に判断してもらったら坐ってもいいみたいなこと言われたんですけど、そういう時は現場の教員が校長に判断うかがうよりも、自分の判断でベストなことをやるということが大事だと思います。そうであるならば、事後にちゃんとした審査会が各教育委員会で開かれるように、そういうシステムの基準も文科省で示してもらわないと、管理職の主観的な判断で、これはダメやった、これは良かった、みたいな事になってしまいます。文科省にはやはり基準を示す責任があると思うので、よろしくお願いします。まずは、発作が起こった後、すぐに教員の判断で坐って良いという基準がほしいです。

【回答】　坂井昭彦　初等中等教育局　参事官（高等学校担当）付　高校教育改革係専門職　2.（1）

チャレンジテストに関わってでございます。繰り返しになりますが、入学者選抜の実施者である教育委員会等において、適切に判断するべきものと考えております。従いまして、こうした教育委員会においても、このように先ほど申した

趣旨を踏まえるとともに、保護者や地域に十分な説明を行い、入学者選抜を実施していただきたいとそのように考えております。

【回答】　吉木理沙子　総合教育政策局　調査企画課　学力調査室専門職　2.（2）

全国学力学習状況調査につきましてでございます。こちらはですね、採点なんですけれども、採点された答案については、いずれも学校に返却をしておりまして、仮に疑義があるような場合には、申立ていただければきちんとこちらの方でも、確認いたしまして、確認・判断をしているところでございます。その上で教育委員会等において、調査結果公表する場合にも、単に平均正答率等だけを数字として示すのではなくて、分析結果その他背景とか分析結果を踏まえた、教育委員会としての対応方針を示していただくように配慮事項として、こちらも事務次官決定の実施要領等に示しておるところでございます。

繰り返しにはなりますが、全国学力学習状況調査があくまで学力を測定してただその数字を比較して出していただくためというものではなくて、あくまで児童生徒一人一人の教育に役立つようなその素材として実施させていただいているものでざいますので、こちらの趣旨についてはきちんと引き続き文科省としても周知徹底をしてまいりたいと思っております。

【回答】　山田知佳子　初等中等教育局　特別支援教育課　指導係長　5.

5番についてですけど、ご意見いただきありがとうございました。式の実施方法ですとか、個々の具体的な場面において、学校としてどう対応すべきか、と言うことについては、繰り返しになってしまって恐縮なんですが、教育委員会とか学校長が適切に判断していただくものと考えております。以上です。

○奥野　あの、学習内容について特別支援学校で考慮できるような基準を示されいないんですよ。

本来必要ないんです、国歌斉唱って、変な言い方やけどね、どこの学校でも必要ないけど特に、特別支援学校において、どうやって学習内容、現場に合わせて内容変更してやったら良いのかという、学習指導要領には、障害にあわせて学習内容変更して良いと書いてあるんだけども、そこは国歌斉唱に関しては全然無いんです。だから基準が示されてないんです。

○司会（山田）

はい、ちょっと、時間がきましたので、大阪の方の課題終わらせていただきます。